

15-12 自動車騒音の状況

(令和3年度、単位：等価騒音レベル(Leq(dB(A)))

調査地点	時間帯	測定値	環境基準	適否	要請限度	適否
梅満町309-1 (一般国道264号線)	昼	68	70	適	75	適
	夜	61	65	適	70	適
三瀨町福光562-2 (県道佐賀八女線)	昼	70	70	適	75	適
	夜	65	65	適	70	適
田主丸町森部705-1 (県道浮羽草野久留米線)	昼	62	70	適	75	適
	夜	53	65	適	70	適

資料：環境部環境保全課

※この表は、主要幹線道路における騒音測定結果である（調査地点は毎年度変更）。

※「時間帯」の区分は、昼(6:00～22:00)、夜(22:00～6:00)である。

※「環境基準」とは、環境基本法に基づき国が設定するもので、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準値のことである。

※「要請限度」とは、自動車による道路の騒音が、この基準を超えていることにより周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められているときに、県公安委員会や道路管理者に対し交通規制や道路の舗装・維持又は修繕等の措置をとるべきことを要請できる基準のことである。